

4. 市役所以外での手続き（参考）

項目		手続き先	問合せ先
☐	運転免許証の返還	最寄の警察署 運転免許試験場	府中警察署 042-360-0110 府中運転免許試験場 042-362-3591
☐	社会保険・共済保険・船員保険・ 国民健康保険組合	勤務先など	勤務先など
☐	東京都シルバーパスの返還	バス・都営地下鉄の営業所、 案内所、定期券発売所などの バスの常設発行窓口	一般社団法人東京バス協会 シルバーパス専用電話 03-5308-6950
☐	銀行での相続関係・名義変更の 手続き	ゆうちょ銀行の場合 最寄りの郵便局窓口	郵便局案内窓口
		その他銀行の場合 取引銀行	取引銀行の総合案内窓口
☐	保険関係の手続き (請求など)	労災保険 勤務先または管轄の労働基準監督署	勤務先または管轄の労働基準監督署 立川：042-523-4474
		雇用保険 受給している公共職業安定所窓口	受給している公共職業安定所窓口 府中：042-336-8609
		生命保険 民間会社の保険 取引会社の営業窓口	取引会社のお客さま相談窓口
		かんぽ生命 最寄の郵便局保険担当窓口	最寄の郵便局保険担当窓口
☐	クレジットカードの解約など	各クレジットカード発行会社	各クレジットカード発行会社
☐	有価証券の名義変更など	取引証券会社	取引証券会社
☐	電気・ガス・水道などの名義変更	管轄の事業所・営業所	管轄の事務所・事業所またはお客さま 相談室
☐	固定電話の名義変更など	取引会社	取引会社のお客さま相談窓口 (NTT は 116 センター)
☐	NHK の名義変更など	NHK フリーダイヤル窓口	NHK のフリーダイヤル窓口 0120-151515
☐	携帯電話の解約など	取引会社の店舗窓口	取引会社のお客さま相談窓口

5. 其他のご案内

相続などに関する各種専門相談のご案内

相続に関しては、専門家の知識が必要となる場合があります。広聴相談課では、法律、税務、登記など様々なお悩みについてのご相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

なお、ご相談できる方は、市内在住、在勤、在学の方になります。

専門相談	問合せ先
▼法律相談 ▼税務相談 ▼登記相談 ▼遺言書など暮らしの書類作成相談 など	広聴相談課市民相談担当 (042-366-1711) E-mail:kouchou02@city.fuchu.tokyo.jp URL:www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/ sodanannai/shimin/index.html



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続などにより不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行う必要があります。

また、遺産分割協議が行われた場合は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請する必要があります。

なお、上記のいずれの場合でも正当な理由がないのに申請をしなかった場合には、10万円以下の過料の適用対象となります。

詳しくは、お近くの法務局や登記の専門家である司法書士会などにご相談ください。

- ・東京法務局 登記電話案内室 平日 8:30 ~ 17:00 (03-5318-0261)
- ・東京司法書士会 三多摩総合相談センター 平日 10:00 ~ 16:00 (042-548-3933)

大切な人を亡くされた方へ

かけがえのない人を亡くすことは、誰にとっても大変悲しくつらい出来事ですが、残念ながら避けることはできません。残された人の痛みや痛みを消すことは、なかなかできないことですが、つらい気持ちを少しでも癒す取組をご紹介します。

保健センターのこころの相談	問合せ先
保健相談室 毎週月曜～金曜日(年末年始・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時 電話・面接(面接相談は、要予約)	健康推進課成人保健係 (042-368-6511) E-mail:iryoc02@city.fuchu.tokyo.jp

死産やお子様を亡くされた方の相談	問合せ先
毎週月曜～金曜日(年末年始・祝日を除く) 電話 午前8時30分～午後6時 面接 午前10時～午後6時 (面接相談は、要予約)	子ども家庭支援課母子保健係 (042-368-5333) E-mail:iryoc03@city.fuchu.tokyo.jp

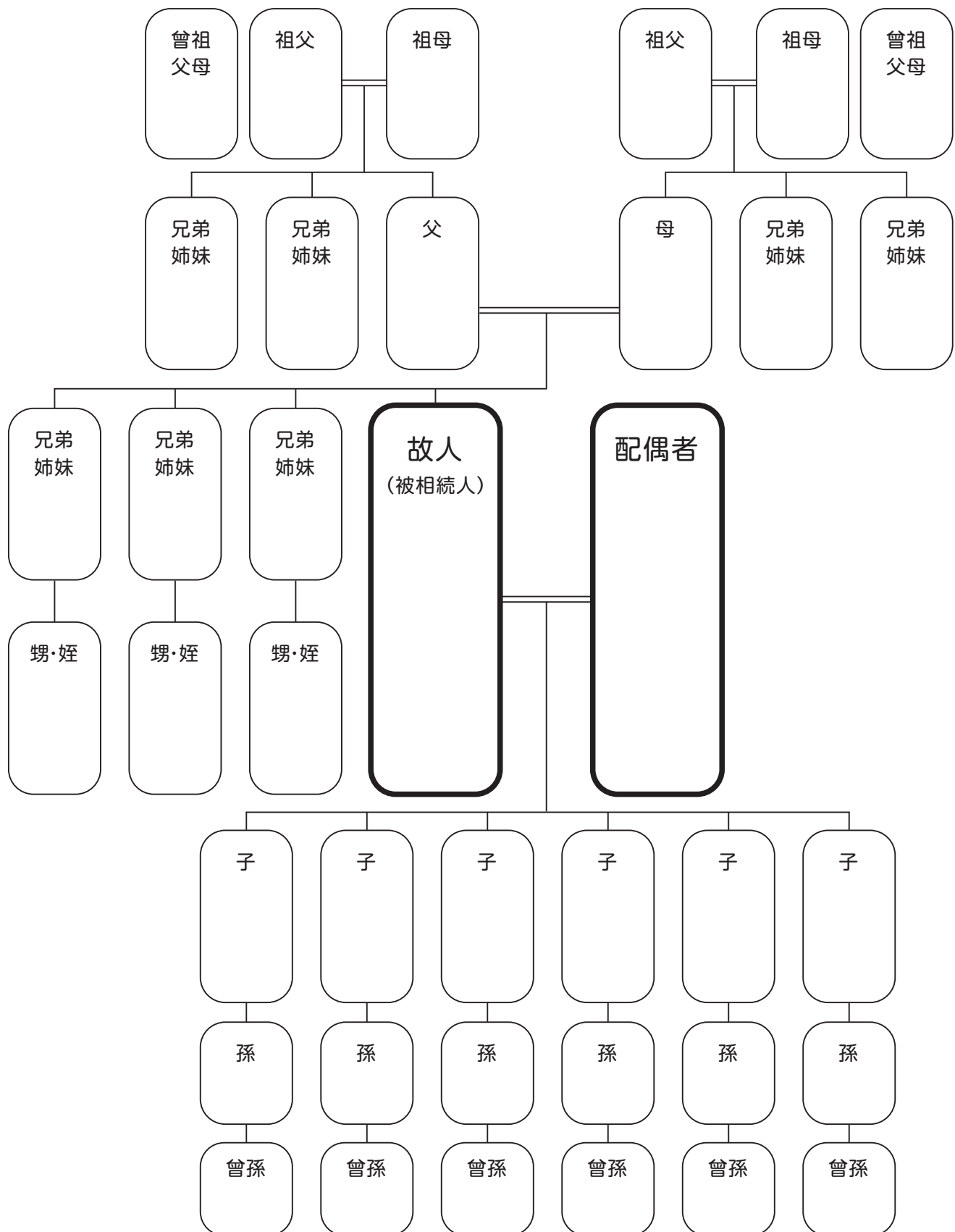
相続に関する手続き

項目	期日	備考	問合せ先
☐ 相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。亡くなられた方の本籍地の市区町村、または最寄りの市区町村で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出て、手続き方法などをご確認ください。	本籍地の市区町村または最寄りの市区町村
☐ 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。	東京法務局府中支局 042-335-4753 府中公証役場 042-369-6951
☐ 遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。	東京家庭裁判所 立川支部 家事部訟廷事件係 042-845-0317
☐ 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。 また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。	各金融機関など 不動産所在地の市区町村
☐ 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や法務局、税務署などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。	各金融機関など 東京法務局府中支局 042-335-4753 武蔵府中税務署 042-362-4711
☐ 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。	東京家庭裁判所 立川支部 家事部訟廷事件係 042-845-0317

項目	期日	備考	問合せ先
☐ 所得税の準確定申告	4 か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。	武蔵府中税務署 042-362-4711
☐ 相続税の申告・納付	10 か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円 ＋600万円 ×法定相続人の数	武蔵府中税務署 042-362-4711
☐ 相続登記	3 年以内	相続などにより不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行う必要があります。また、遺産分割協議が行われた場合は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請する必要があります。	東京法務局府中支局 042-335-4753

MEMO

家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。



法務局のHP

■ 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

MEMO

[illegible]



① ほっとするね 緑の府中

府中市

発	行	府 中 市
編 集 / 制 作		株 式 会 社 鎌 倉 新 書
発 行 年		2025 年 5 月 作 成